（令和８年 10 月現在）

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）ご利用の手引

＜令和８年度版＞

本手引は、**宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）**に係る制度概要や申請等の手続について記載しています。

申請等の手続を行う場合は、本手引だけでなく、支給要綱で助成対象事業所や助成対象労働者等の要件をご確認いただくようお願いします。

本助成金の認定申請（新規）は令和７年度をもちまして受付を終了いたしました。令和７年度までに既に認定を受けた事業所は、令和８年度も引き続き助成対象となります。

◆問い合わせ先◆
宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用創出支援班
仙台市青葉区本町３－４－１８　太陽生命仙台本町ビル２階
ＴＥＬ：０２２－７９７－４６６１
受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

※　最新の情報は、ホームページをご確認ください。
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyou-top.html

◆目次

１　本助成金（中小企業型）の制度概要
１－１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１－２　助成対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１－３　助成金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１－４　助成対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１－５　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１－６　本助成金（中小企業型）事務手続の流れ・・・・・・・・・・・・１１
２　認定申請（新規申請）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３　認定変更申請（労働者に関する申請）
３－１　認定変更申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
３－２　認定変更申請の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３－３　令和８年度第２期の申請受付について・・・・・・・・・・・・・１４
３－４　認定変更申請に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４　認定変更申請（事業主・事業所等に関する申請）・異動事項等届出
４－１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４－２　認定変更申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４－３　異動事項等届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４－４　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　支給申請兼実績報告
５－１　支給申請兼実績報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５－２　支給申請兼実績報告の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５－３　支給申請兼実績報告に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・１７
６　廃止申請
６－１　廃止申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
６－２　廃止申請の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
６－３　廃止申請に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

本手引で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

本助成金（中小企業型）　…　宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）
支給要綱　…　宮城県事業復興型雇用創出助成金支給要綱（中小企業型）
本 手 引　…　宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）ご利用の手引
Ｑ　　Ａ　…　宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に関するＱＡ
支給申請　…　支給申請兼実績報告
事 業 年　…　１０月１日から翌年９月３０日までの期間

1　本助成金（中小企業型）の制度概要

◆1－1　趣旨

東日本大震災で被災した県内の沿岸部において安定的な雇用を創出することや地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた方の生活の安定を図り、県内の沿岸部の復興を支えるため、これらの方の雇入れに係る３年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）の一部について、民間事業主等に対し、予算の範囲内において本助成金を支給します。

◆1－2　助成対象

1－2－1　支給対象事業主

本助成金（中小企業型）に申請できるのは、次の①から⑥までの**全ての要件**を満たす事業主の方となります。

①　県内の沿岸部（*注1*）**に対象産業政策**（*注2*）**の支援を受けた事業所を有する事業主であること。**

（注１）県内の沿岸部とは、

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町の１５市町をいいます。

（注２）対象産業政策とは、

下記イ又はロに該当する事業をいいます。詳しくはホームページに掲載しております「対象産業政策リスト【中小企業型】（リスト１・２）」をご覧ください。

なお、対象産業政策リストは、随時内容が更新されます。最新の情報は、ホームページでご確認いただけます。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyou-top.html

イ　「対象産業政策リスト１」

平成２３年３月１１日以降に採択された震災からの復興に関する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であって、知事が認めるもの

ロ　「対象産業政策リスト２」

イ以外の事業で、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であって、知事が認めるもの

②　平成２３年３月１１日（原則）から令和９年３月３１日までの間に、対象産業政策の支援対象となることが決定している（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）**①の事業所を有する事業主であること。**

③　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所の事業主であること。

④　雇用保険の適用事業の事業主であること。

※　雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、例外的に雇用保険の適用事業の事業主であることを要しません。

⑤　労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳等）を適切に整備し、保管している事業主であること。

⑥　支給要綱第３第２項に規定する不支給要件に該当しない事業主であること。

（不正受給したことがある、暴力団関係者である、県税が未納であるなどの不支給要件がございます。詳しくは支給要綱でご確認ください。）

１－２－２　助成対象事業所

対象産業政策に該当する事業を実施し、かつ、県内の沿岸部に所在する事業所が助成対象となります。なお、本助成金の認定申請（新規）は令和７年度をもちまして受付を終了し、令和７年度末までに認定を受けた事業所については引き続き助成対象となります。

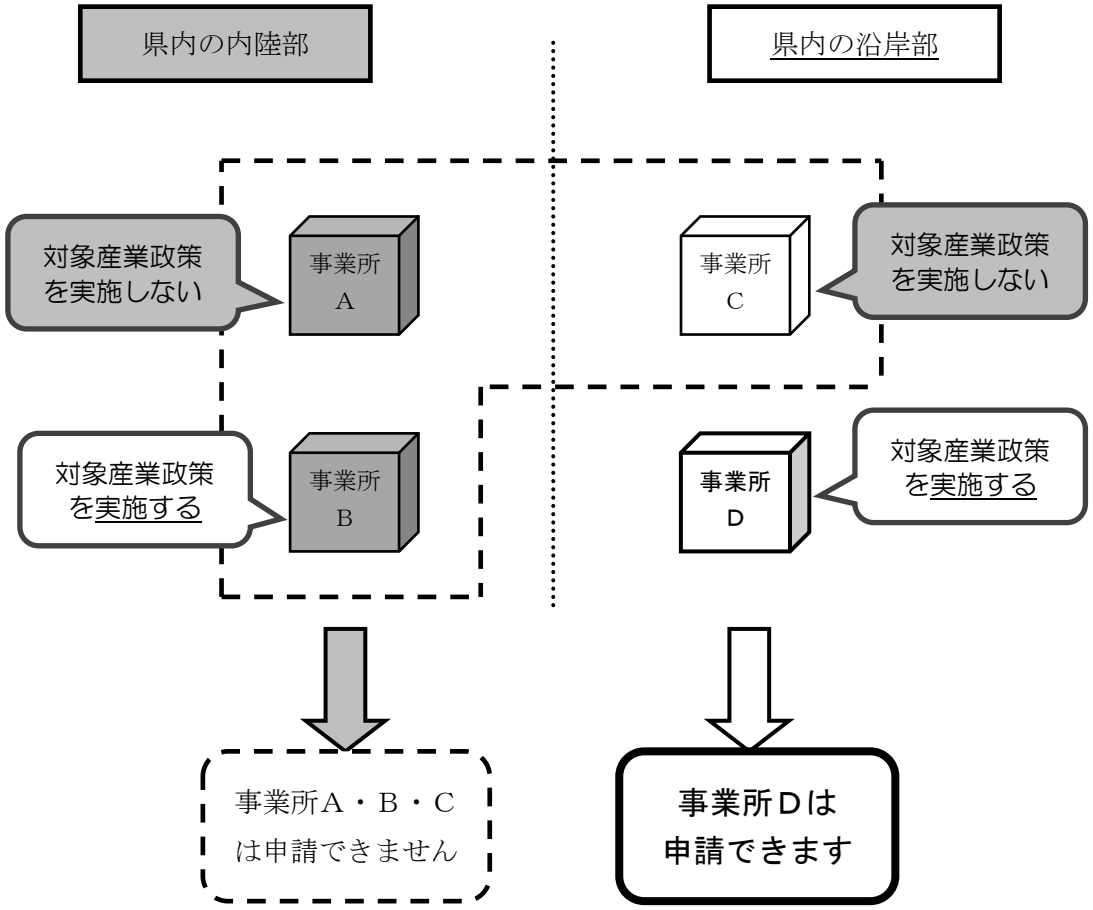
「対象産業政策を実施する事業所」の考え方

本助成金は、１－２―１①の対象産業政策を実施する県内の沿岸部の事業所で雇い入れた労働者に限り、助成対象労働者として認定申請することができます。

下図のように対象産業政策を実施する事業所と、対象産業政策を実施しない事業所、県内の沿岸部の事業所と、内陸部の事業所がある場合、対象産業政策を実施しない事業所の労働者と、内陸部の事業所の労働者は、助成対象労働者となりませんのでご注意ください。

【参考】「対象産業政策を実施する県内の沿岸部の事業所」のイメージ

※県内に４事業所を有する事業主の場合



１－２－３　助成対象労働者

本助成金（中小企業型）に申請できるのは、次の「（１）基本要件」の①から⑥の全ての要件を満たす**新規雇用者**又は**再雇用者**（再雇用者にあってはさらに「（２）再雇用者の要件」を満たすことも必要です。）で、かつ、「（３）助成対象外となる労働者」に該当しない方です。

（１）基本要件

① 対象産業政策の支援決定を受けた後に、対象産業政策の支援決定を受けた事業所に雇い入れられた**被災三県求職者**（*注３*）であること。

（注３） 被災三県求職者とは、

① 平成２３年３月１１日時点で震災による被害を受けた災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用地域（岩手県、宮城県及び福島県内の地域に限る。）に所在する事業所に雇用されていた方又は当該地域に居住していた方で、

② 失業状態にある方

例）・採用選考時に失業状態にある方（新規学卒者を含む）
・前職を事業主都合による解雇等で離職した方
・有期の雇用期間満了等に備え、在職しながら求職活動を行っていた方
（ただし**労働者都合による離職を除く**）

② 令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までの間（以下「雇入期間」という。）に雇い入れた労働者であること。

※ 申請受付期間ごとに、対象となる雇入期間が決まっていますので、３－３にてご確認ください。

③ 雇用契約が、今回申請する雇入時点から「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な１年以上の有期雇用」の労働者であること。

④ 雇用保険被保険者の資格取得義務がある方については、資格取得義務が生じた時点から被保険者資格を取得している労働者であること。

※ 週当たり所定労働時間が２０時間以上であれば、資格取得義務がない労働者についても、例外的に助成対象となり得ます。資格取得義務の有無については、ハローワークにてご確認ください。

⑤ 認定変更申請の申請日時点で助成対象事業所に所属している労働者であること。

⑥ 厚生年金被保険者及び健康保険被保険者としての要件を満たす場合、これらの被保険者資格を取得している労働者であること。

※ 本助成金（中小企業型）の認定を受けた後、新たに助成対象労働者を雇い入れた場合は追加で申請（認定変更申請）をしていただくことが可能です。認定変更申請の追加要件は３－１－２をご覧ください。

（２）再雇用者の要件

① 再雇用者とは、事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち、当該雇入日の前日から過去３年間において同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者をいいます。

なお、新規雇用者とは、再雇用者以外の労働者をいいます。（一度離職した労働者を同一事業所で雇い入れた場合でも、離職から３年以上経過した後に雇い入れた場合は、新規雇用者として扱います。）

② 再雇用者については、新規雇用者１人につき４人を限度として、雇入日の早い労働者から順に助成対象となります。

例）新規雇用者２人と再雇用者１０人を雇い入れた場合は、再雇用者は雇入日の早い順に８人（２×４＝８）までが助成対象となり、残り２人は超過再雇用者（*注4*）となり、助成対象となりません。

※ 申請する再雇用者が超過再雇用者となる場合であっても、雇入期間を満たすことが前提となりますので、今年度の申請受付期間内に申請してください（次年度以降、本事業が継続した場合であっても、令和８年度の雇入期間に雇い入れた再雇用者を申請することはできません。）。

（注４） 超過再雇用者とは、

再雇用者の人数が、新規雇用者の人数の４倍を超えている場合に、助成対象とならない再雇用者のことをいいます。

新規雇用者又は再雇用者のどちらに該当するかは次ページのフローチャートでご確認ください。

（３）助成対象外となる労働者（支給要綱第５第２項関係）

助成対象外となる労働者は主に次のとおりです。

① 再雇用者にあっては、初めて認定申請された日の属する年度の前年度の４月１日以降に助成対象事業所を離職した、雇用形態が期間の定めのない雇用又は更新可能な１年以上の有期雇用であった者で、再び同一の事業所で雇い入れられた労働者

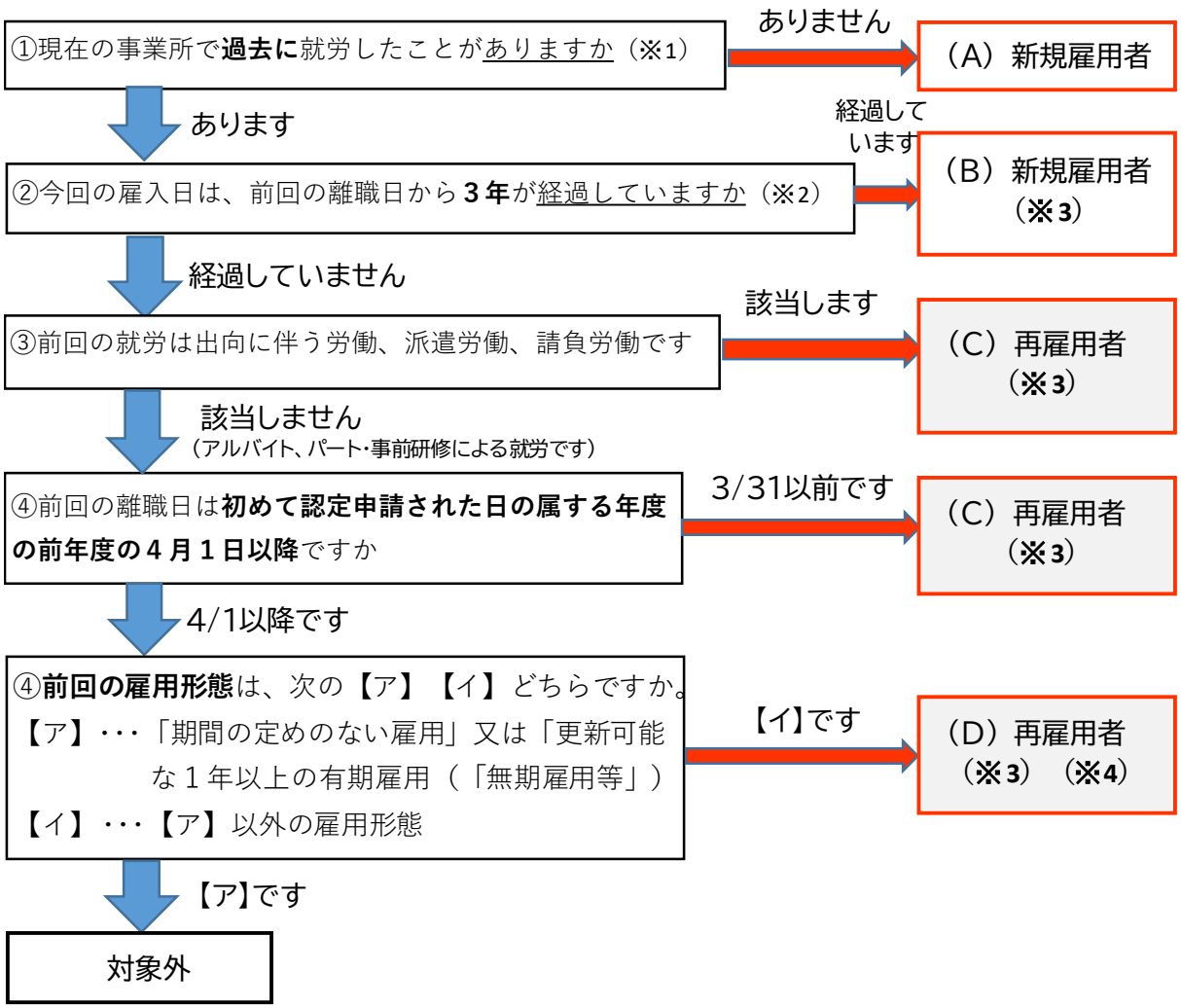
② 初めて認定申請された日の属する年度の前年度の４月１日以降に、助成対象事業所において、事業主都合による解雇等を理由に離職した雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）がいる場合は、その人数に相当する労働者

③ 本助成金（中小企業型）と併給できない各種助成金の対象となっている労働者

④ 派遣労働者

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

新規雇用者・再雇用者を確認するフローチャート



※1　「就労」の具体例
　短期アルバイト（パート等名称は問わない。）、関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働若しくは請負労働者としての就労、事前研修のための就労等。

※2　1年未満の有期雇用や更新のない有期雇用の期間満了後改めて無期雇用等で雇い入れた場合や試用のための短期・有期雇用から無期雇用等として本採用した場合等期間満了日と雇入日との間に空白期間がないときも、ここでいう離職にあたり、期間満了日（本採用に移行する前日）を離職日とみなします。

※3　前回の離職日を確認するため、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し又は離職票の写しを提出してください。
　（D）再雇用者に該当する場合は、これらの書類に加えて、前回の就労時における雇用形態が確認できる書類（雇用契約書・賃金台帳等）を提出してください（書類を提出していただけない場合は認定できませんのでご承知おきください。）。

※4　（D）再雇用者については、労働条件の向上等、より安定的な雇用に繋がった場合に再雇用者として認定するものです。

◆１－３　助成金額

１－３－１　支給限度額

本助成金（中小企業型）は、助成対象労働者の区分に応じて、次の表に掲げる額を助成対象労働者１人当たりの限度額（以下「支給限度額」という。）としています。

ただし、認定通知書に記載される金額（以下「申請限度額」という。）は、支給申請することができる上限額であり、認定した助成対象労働者が認定された雇用形態のとおりに３年間就労を継続した場合に支払う金額を記載したものであるため、助成対象労働者が３年未満で離職した場合等は、**申請限度額よりも減額して助成金が支払われることがあります。**
なお、本助成金（中小企業型）は、１事業所につき２千万円が上限です。

助成対象労働者の区分		支給限度額			
		総額（３年間）	第１期	第２期	第３期
対象産業政策**リスト１**に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	１２０万円	５０万円	４０万円	３０万円
	フルタイム労働者・再雇用者				
	短時間労働者・新規雇用者	６０万円	２５万円	２０万円	１５万円
	短時間労働者・再雇用者				
対象産業政策**リスト２**に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	１２０万円	５０万円	４０万円	３０万円
	フルタイム労働者・再雇用者	９６万円	４０万円	３２万円	２４万円
	短時間労働者・新規雇用者	６０万円	２５万円	２０万円	１５万円
	短時間労働者・再雇用者	４８万円	２０万円	１６万円	１２万円

※　助成金の助成対象期間は、対象労働者ごとの起算日（**１－４参照**）から最初の１年が経過する日までを第１期、その後の１年を第２期、残りの１年を第３期とします。
なお、事業年毎の認定額は上記支給限度額と労働者毎の実績報告対象日数に応じて計算されますので、上記助成対象期毎の支給限度額がそのまま支払われるものではありません。

１－３－２　不支給期間

助成対象労働者を雇い入れてから本助成金に認定申請する日までの期間が２か月を超えている場合、原則として、雇入日から申請日の２か月前の日までの期間（不支給期間）分が申請限度額から日割りで減額されます。ただし、下記の場合には減額されません。

①　令和８年１月１日から令和８年６月２０日までの間に雇い入れた労働者を令和８年度第１期申請受付期間内に申請した場合

②　令和８年６月２１日から令和８年１２月３１日までに雇い入れた労働者を令和８年度第２期申請受付期間内に申請した場合

◆１－４　助成対象期間

１－４－１　助成対象期間（原則）

新規雇用者に係る助成対象期間は、雇入日を起算日として、起算日から３年間とします。

また、起算日から３年を経過する日が令和１２年３月３１日より後の場合は、令和１２年３月３１日までを助成対象期間とします。

ただし、再雇用者の場合は雇入日と起算日が異なる場合があります。

再雇用者の起算日についてはＱＡ１３ページの２－１８（助成対象労働者が再雇用者である場合の起算日）でご確認ください。

※　雇入日について
雇入時から雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者の場合は、本助成金においては、雇用保険資格取得義務が生じた日を指します。

１－４－２　助成対象期間（例外）

例外として助成対象期間が雇入日から３年間とならない場合があります。この場合の助成対象期間は、次の（１）又は（２）のとおりです。

（１）　助成対象期間中に助成対象労働者が離職した場合の助成対象期間

助成対象期間中に離職した助成対象労働者の助成対象期間は、起算日から離職日までとします。

（２）　再雇用者の助成対象期間

再雇用者の助成対象期間の末日が、全ての新規雇用者の助成対象期間の末日を過ぎる場合は、再雇用者の助成対象期間は、最も助成対象期間の長い新規雇用者の助成対象期間の末日とみなします

（３）　新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、超過再雇用者となった再雇用者の助成対象期間

新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者に対応する再雇用者が助成対象労働者に該当しないこととなる場合（超過再雇用者となる場合）当該再雇用者の助成対象期間は、停止します。

超過再雇用者の停止期間についてはＱＡ１５ページの３－１（再雇用者の割合が雇入れ人数の８割を上回った場合の取扱い）をご確認ください。

◆１－５　注意事項

１－５－１　申請書類・資料の保管について

支給対象事業主には、１－２―１⑤に記載しているとおり、「労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備し、保管している」という要件があります。

また、支給要綱第３１において、「支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第６に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。」と定められており、宮城県補助金等交付規則第２０条では、「補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。」と定められています。

加えて、本助成金は、国の税金を原資として支給されていることから、会計検査院による検査の対象となるものであり、検査の方法によっては、支給対象事業主に資料等の提出を求める場合があります。

このため、本助成金を受給するために作成した申請書や実績報告書、雇用契約書、出勤簿、賃金台帳など全ての添付書類は、助成対象期間だけでなく、助成対象期間が終了した年度の翌年度から５年間は、廃棄せずに必ず保管してください。

１－５－２　提出書類チェックリストについて

○　本助成金においては、書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト」による確認をお願いしております。なお、必要に応じて提出書類チェックリストに掲載していない書類の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

○　不足書類やご提出いただいた書類に何らかの不備がある場合は、追加書類の提出をお願いする場合があります。審査を迅速に行うため、できる限り早期のご対応をお願いします。

○　申請書類の提出後、確認事項等がある場合はご連絡させていただきますので、必ず**申請書類のコピー**をとり、お手元に保管してください。

１－５－３　オンライン申請について

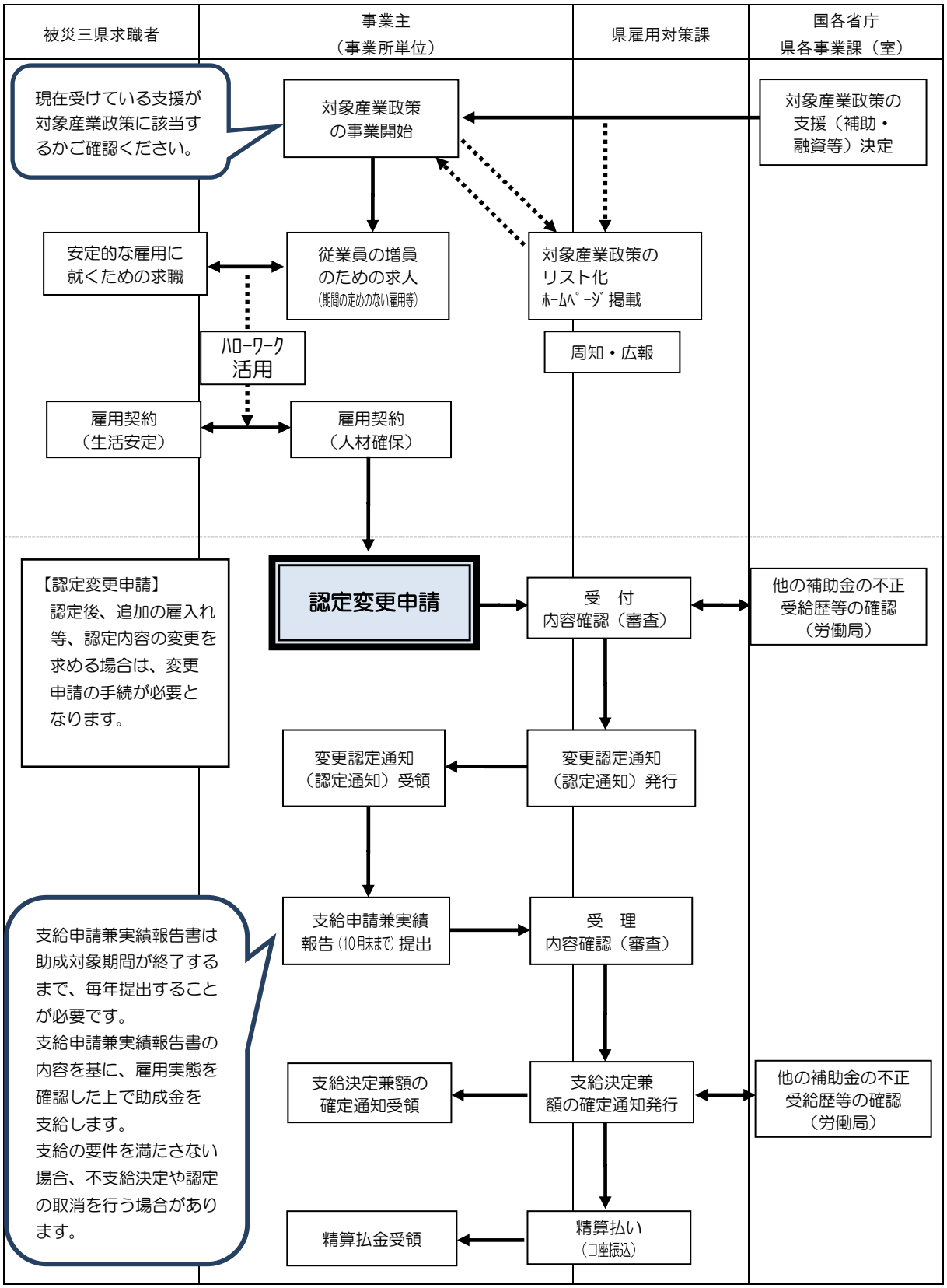
○　今年度から、オンライン申請が可能になりました。ホームページに申請フォームのＵＲＬ等がありますので、ご確認ください。なお、従来どおりの郵送による申請も受け付けております。

○　オンライン申請は「完全ペーパーレス」ではありません。以下の原本書類は、データを送った後、審査の最終段階で必ず郵送が必要となります。原本提出が必要な書類は、申請手続きごとに、提出書類確認表または提出書類チェックリストに記載しています。

※　署名又は押印する書類：　事業主印、代理人印、労働者の署名又は記名押印があるもの

※　公的機関の書類：　納税証明書、住民票、履歴事項全部証明書など

◆１－６　本助成金（中小企業型）事務手続の流れ



2　認定申請（新規申請）

令和７年度をもちまして新規申請受付は終了しました。

3　認定変更申請（労働者に関する申請）

◆３－１　認定変更申請について

３－１－１　対象

令和７年度以前に認定申請をし、認定・変更認定を受けた助成対象労働者全ての助成対象期間が未だ終了していない事業主の方が対象です。

認定変更申請を行うことができるのは、次の（１）又は、（２）に該当する場合です。

（１）認定変更申請（増額申請）

①　新たな助成対象労働者を雇い入れた場合

※最も雇入日の早い新規雇用者の雇入日から２年以内に限ります。ただし、２年を超えて雇い入れた労働者は補充労働者(注 5)として申請できる場合があります。

※再雇用者を申請する際には、新規雇用者が助成対象事業所に所属していることが必要です。

（注５）　補充労働者とは、

助成対象労働者が離職（事業主都合による解雇等を理由とした場合を除きます。）した場合に、残りの助成対象期間を引き継ぐ助成対象労働者のことをいいます。

補充労働者として申請できる労働者は、原則として離職した労働者の離職日の翌日以降に雇い入れた労働者です。また、原則として離職した助成対象労働者と**同一の①雇用区分及び②雇用形態**（①新規雇用者／再雇用者、②フルタイム労働者／短時間労働者）に該当する労働者が対象となります。

助成対象期間は、補充労働者の雇入日又は離職した対象労働者の離職日の翌日いずれか遅い日から離職した対象労働者の助成対象期間終了日までとなります。

※詳しくはＱＡ１１ページ「2-14（補充労働者）」をご確認ください。

②　短時間の助成対象労働者が、契約変更によりフルタイム労働者になった等の理由により、１－３－１の表に記載の助成対象労働者の区分が変更された場合

（２）認定変更申請（減額申請）

①　助成対象労働者が、労働者都合又は事業主都合により離職した場合

②　フルタイムの助成対象労働者が、契約変更により短時間労働者になった等の理由により、１－３－１の表に記載の助成対象労働者の区分が変更された場合

③　助成対象労働者が、助成対象事業所以外の事業所に配置転換された場合

④　助成対象労働者が、所定労働時間が減少した等の理由により、助成対象労働者に該当しないこととなった場合

⑤　その他の理由により、助成対象労働者に該当しないこととなった場合

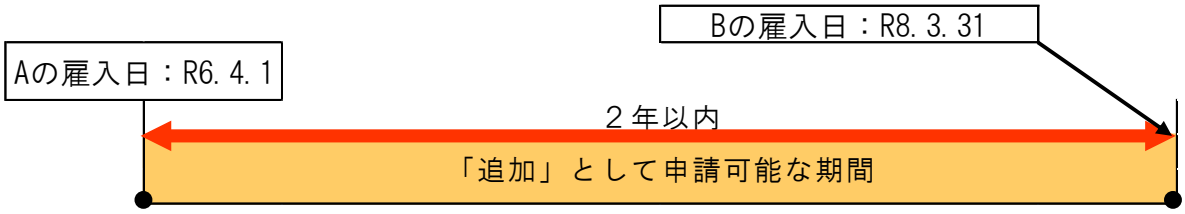
※なお、増額申請、減額申請とも該当する場合には併せて申請してください。

３－１－２　認定変更申請（増額申請）における助成対象労働者の追加要件
（令和８年度受付期間）

増額申請を行うためには、１－２－３に記載している要件に加えて、次の追加要件を満たすことが必要です。

（１）　令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までに雇い入れた労働者については、最も雇入日の早い新規雇用者の雇入日から２年以内に雇い入れていること。

（例）　最も雇入日の早い新規雇用者Aの雇入日：R6.4.1
新たに雇い入れた労働者Bの雇入日：R8.3.31



Ｂは新規申請と同様に新たな雇入れ（追加）として申請することができます。

（２）　区分変更に該当する労働者については、最も雇入日の早い新規雇用者の雇入れから２年以内かつ令和８年１月１日以降にその区分変更があった労働者であること

◆３－２　認定変更申請の提出書類

３－２－１　提出書類について

本助成金（中小企業型）の認定変更申請を行う場合に提出いただく書類は、当課ホームページに掲載の「**提出書類説明資料**」でご確認ください。

３－２－２　提出書類チェックリストについて

○　書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト２（認定変更申請＜中小企業型＞）」による確認をお願いいたします。

○　申請の際には、提出書類チェックリストも併せて提出してください。提出書類チェックリストは、ホームページに掲載しています。

◆３－３　令和８年度第２期の申請受付について

（１）　第２期申請受付期間

	申請受付期間
（第１期）	（令和８年６月８日（月） ～ 令和８年７月７日（火））
第２期	令和８年１２月７日（月） ～ 令和９年１月１８日（月）

（２）　第２期申請の対象

令和８年度第２期申請受付期間に申請ができるのは、令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までの間に雇い入れた労働者です。

※　第１期申請受付期間に申請可能であった労働者（令和８年１月１日から令和８年６月２０日までに雇い入れた労働者）を令和８年度第２期に申請した場合、不支給期間が発生し、助成額が原則として減額となります。（不支給期間については、１－３－２をご覧ください。）

※　令和９年度以降の申請受付については現在未定です。決定次第お知らせします。

◆３－４　認定変更申請に係る注意事項

３－４－１　申請の受付について

○　既に認定変更申請を行っている場合は、その申請について変更認定がなされるまで、次の認定変更申請を行うことができません。

○　申請中であるために、受付期間内に認定変更申請を行うことができなかった事業主の方に対しては、申請できる労働者とその申請期間について、個別にご案内します。

３－４－２　助成金への反映について

○　認定変更申請により申請された内容は、変更認定通知書をもって承認されます。支給申請に程近い時期に認定変更申請を提出された場合など、支給申請までに変更認定がなされず、認定変更申請の内容が助成金のお支払いに反映されないことがありますので、ご了承ください。

○　この場合でも、後日に変更認定がなされれば、次回の支給申請時の助成金のお支払いに反映されます。

４　認定変更申請（事業主・事業所等に関する申請）・異動事項等届出

◆４－１　概要

本助成金（中小企業型）の事業計画の（変更）認定を受けた内容について、変更が生じた場合は、その内容により知事への認定変更申請又は異動事項等届出が必要です。

◆４－２　認定変更申請

ここで説明する認定変更申請とは、本助成金（中小企業型）の**支給要件に影響がある変更**があった場合で、知事の認定を受けるための手続のことをいいます。

（１）申請が必要となる場合

例）・助成対象事業所を移転した場合
・産業政策の支援場所を変更した場合
・雇用保険適用事業所番号が変わった場合
・法人が合併又は分割した場合
・個人事業主が法人化した場合（法人成り）
・個人事業主が事業の継承を行った場合

（２）提出書類

認定変更申請を行う場合は、認定変更申請書（別記様式第４号）を提出してください。その他申請に必要となる書類は、当課ホームページに掲載している「**提出書類説明資料**」でご確認ください。

書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、申請前に「提出書類チェックリスト３（認定変更申請＜中小企業型＞）」による確認をお願いいたします。また、申請書をご提出いただく際に、提出書類チェックリストを申請書と併せて提出してください。

◆４－３　異動事項等届出

異動事項等届出とは、本助成金（中小企業型）の**支給要件に影響のない軽微な変更**があった場合に行う手続をいいます。

（１）届出が必要となる場合

例）・事業主の代表者、住所、電話番号等が変わった場合
・事業所の責任者、電話番号等が変わった場合
・助成金振込先の金融機関・口座を変更した場合

（２）提出書類

「異動事項等届出書」を提出してください。その他届出に必要となる書類は、当課ホームページに掲載している「**提出書類説明資料**」でご確認いただけます。

書類不備が原因となる審査の遅れを防ぐため、届出前に届出書裏面の「提出書類チェックリスト（異動事項等届出）」による確認をお願いいたします。

◆４－４　注意事項

認定変更申請及び異動事項等届出は、随時受付しています。認定内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日が属する事業年の末日又は令和１２年３月３１日のいずれか早い日までに申請・届出されますようお願いします。

既に認定変更申請を行っている場合は、その申請について認定がなされるまで、次の申請を行うことができません。申請中であるために、受付期間内に認定変更申請を行うことができなかった事業主の方に対しては、申請できる労働者とその申請期間について、個別にご案内します。

提出いただいた書類に何らかの不備がある場合や確認が必要な事項がある場合、追加書類の提出等をお願いすることがあります。迅速に認定を行うため、できる限り早期の対応をお願いします。

認定変更申請により申請された内容は、変更認定通知書の日付に、初めて有効になります。支給申請に程近い時期に認定変更申請を提出された場合など、支給申請までに変更認定されないことがありますので、ご了承ください。

5　支給申請兼実績報告

◆5－1　支給申請兼実績報告の概要

本助成金（中小企業型）では、認定後に事業年の末日（各年の９月３０日）を迎えた場合、１０月３１日（県の休日に当たるときは、その翌日）までに必要な書類を添付した上で、支給申請し、助成対象労働者の就労実績等を報告する必要があります。また、**初回の支給申請以降も、事業年の末日を迎える度に支給申請を行う必要があります。**（全ての助成対象労働者の助成対象期間が終了した場合を除く。）

例１）　令和８年９月１日に認定を受けた場合、令和８年１０月１日から１０月３１日までの間に支給申請を行う必要があります。

全ての助成対象労働者の助成対象期間が終了した場合、終了後１ヶ月以内に、最後の事業年（助成対象期間の末日まで）について支給申請を行っていただきます。

例２）助成対象期間が令和８年１０月３１日までの場合、令和８年１１月１日から令和８年１１月３０日までの間に、最後の事業年について支給申請を行う必要があります。

◆5－2　支給申請兼実績報告の提出書類

本助成金（中小企業型）の支給申請を行う場合に提出いただく書類は、支給要綱第１４第２項で確認できます。

また、支給申請を行う必要がある事業所については、注意事項や必要書類の記入例等をまとめた冊子を支給申請時期までに個別に送付します。内容をご確認の上、期限までにご提出ください。

◆5－3　支給申請兼実績報告に係る注意事項

認定通知書及び変更認定通知書に記載される申請限度額は、支給申請することができる上限額であり、認定した助成対象労働者が認定された雇用形態のとおりに３年間就労を継続した場合に支払う金額を記載したものです。

支給申請において助成対象労働者の離職が確認された場合や、認定された雇用形態と就労実態が異なると確認できた場合等は、申請限度額よりも減額して助成金が支払われることがあります。

例１）フルタイム労働者として申請があったが、出勤簿等から確認できた労働時間は本助成金でいう「短時間労働者」に該当する場合。

例２）病気等により３０日以上の欠勤があった場合。

また、労働者に支払うべき賃金を支払っていない場合や県税に未納がある場合等不支給要件に該当するときは、助成金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

例３）出勤簿・賃金台帳により雇用契約書又は労働条件通知書等の内容に沿った賃金の支払いが確認できない場合（特に休日労働･週４０時間を超える時間外労働への割増賃金の支払い）。

６　廃止申請

◆６－１　廃止申請の概要

本助成金（中小企業型）の認定を受けた事業所が、何らかの事情で事業を継続できなくなった場合、廃止申請を行う必要があります。

例）・助成対象労働者全員が離職し、今後本助成金（中小企業型）に認定変更申請を行う見込みがない
・支給要綱に定める各種支給要件を満たさなくなった
・事業所を廃止（県外への移転を含む）することになった
・会社が破産手続を開始することになり、助成対象労働者を全て解雇することになった
・認定は受けたが、本助成金の受給を辞退したい

※　認定申請中で、認定を受ける前の事業所の場合は、不認定又は申請取下げとして取り扱いますので、廃止申請の提出は必要ありません。

◆６－２　廃止申請の提出書類

廃止申請を行う場合は、認定変更申請書を提出してください。また、廃止の理由によっては、事業を廃止したことを確認できる書類が必要となる場合があります。（認定変更申請書の様式は、本助成金（中小企業型）ホームページに掲載しています。）

例）破産手続を開始したことによる廃止申請の場合は、裁判所が発出する破産手続開始の決定文の写し

◆６－３　廃止申請に係る注意事項

廃止申請を行うと、県において申請内容を確認した後、廃止の変更認定通知を事業主の方に送付します。廃止の変更認定通知が事業主の方に到達した後の手続として、廃止日までを対象期間とした支給申請書を提出することが必要となります。（支給申請については、５－１から５－３をご覧ください。）

この支給申請が完了したことをもって、本助成金（中小企業型）に係る全ての手続が終了します。原則として、その後の手続は必要ありません。

また、事業を廃止したにも関わらず、廃止申請の手続を行わない場合、本助成金（中小企業型）に係る県からの通知等が、認定されている事業主の方（又は事業所）の住所に送付されることになります。個人情報保護等の観点からも、事業を廃止する場合は、必ず廃止申請を行っていただくようお願いします。